

住友理工グループ

お取引先様 **CSR** ガイ ドライ ン

2019 年 8 月 第三版

 **住友理工株式会社**

目次

- I はじめに
- II 住友事業精神・住友理工グループ経営理念
- III 住友理工グループ企業行動憲章
- IV 調達活動における当社の基本姿勢
- V お取引先様へのお願い事項

I はじめに

私ども住友理工株式会社及びそのグループ会社は、企業が持続的に発展するためには、企業の社会的責任（CSR）への取り組みにより、社会の持続的発展に向け貢献をする事が必須の経営課題と捉え活動しております。

2011年11月には、「お取引先様 CSR ガイドライン」初版を発行し、私どもの経営に関する基本理念・行動規範・ガイドラインを遵守して事業運営を行う事を社内外の関係者の皆様に広く宣言すると共にお取引先様にも、CSR 経営の実施についてお願いしています。

2015年9月には、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、地球規模での社会課題への取り組みがクローズアップされ、CSRに関わる状況は大きく変化しています。

このため、2018年5月、中期経営ビジョン「2022年 住友理工グループ Vision(2022V)」を制定し、企業価値(財務目標)と公益価値(非財務目標)を同時に向上させることで、社会的価値を創造し、社会とともに持続的に成長することを目標として掲げるとともに、「住友理工グループ企業行動憲章」をグローバル社会のニーズを捉えた内容に改訂致しました。

今回、最新の「住友理工グループ企業行動憲章」を反映し、「お取引先様 CSR ガイドライン」を改訂致しました。私ども住友理工グループは今後もお取引先様とともにCSRをより意識した調達活動を継続して参りますので、何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

II 住友事業精神・住友理工グループ経営理念

●住友事業精神営業ノ要旨

第一条. 我住友の営業は信用を重んじ確實を旨とし以て其の鞏固隆盛を期すべし。

第二条. 我住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り弛張興廢することあるべしと雖も苟も浮利に趨り輕進すべからず。

●住友事業精神（解説）

第一条. 住友の事業は、何よりも信用・信頼を大切にすることを基本にすべき。

第二条. 住友の事業は、社会の変化に迅速・的確に対応し利潤を追求すべきであり、既存の事業に安住することなく、常に事業の興廢を図る積極進取の精神が重要である。一方で、「浮利」すなわち一時的な目先の利益や道義にもとる不当な利益を追求してはいけない。

●住友理工グループ経営理念

1. 技術革新を基盤にお客様の要望に応え、優れた製品・サービスを提供します。
2. 安全を経営の最重要課題と位置付け、人・社会の安全確保に努めます。
3. 地球環境に配慮し、よりよい社会環境づくりに貢献します。
4. 高い企業倫理と遵法の精神で、世界各国の地域社会から信用・信頼される企業を目指します。
5. 従業員の多様性、人格、個性を尊重し、活力溢れる企業風土を醸成します。

Ⅲ 住友理工グループ行動憲章

住友理工グループは「信用確実」「不趨浮利」を謳う「住友事業精神」を踏まえ、「経営理念」に基づき、Global Excellent Manufacturing Companyを目指し、高い倫理観と自律的で責任ある行動によって企業価値と公益価値の向上による「社会的価値の創造」を追求する。

社会・地球の調和の取れた持続可能な社会の実現に向けて貢献するため、以下に定める10原則を住友理工グループの行動憲章とする。

（お客様への姿勢と持続可能な社会の実現）

1. 社会的に有用で安全な製品・サービスを、イノベーションを通じて開発、提供し、顧客の満足と信頼を獲得する。またその事業活動を通じて、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

- 1-1. お客様のニーズを把握するとともに、持続可能な社会の発展と社会的課題の解決に資するよう、社会的に有用な製品・サービスを開発・提供する。
- 1-2. 製品・サービスの安全性と品質を確保する。
- 1-3. 製品・サービスに関する適切な情報をお客様に提供する。
- 1-4. お客様からの問い合わせなどには誠実に対応し、その声を製品・サービスの改良や開発などに反映する。

（公正な事業慣行）

2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正で責任ある取引を行う。法令、ルールを遵守し、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。

- 2-1. 各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法を行わない。
- 2-2. 自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。
- 2-3. 各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続・管理を行う。
- 2-4. 不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、民間のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。
- 2-5. 公務員等に対して、不適切な接待・贈答・金銭の授受、供与は行わない。
- 2-6. 適正な取引方針のもとに、持続可能な社会の発展を支える責任ある調達を促進する。
- 2-7. 政治献金・寄付等を行う場合は各国・地域の法令を遵守し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

(ステークホルダーとの対話、情報開示、情報管理)

3. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的なコミュニケーションを行い、企業価値と公益価値の向上による「社会的価値の創造」を図る。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
 - 3-1. 情報の適正な開示を行うとともに、株主総会やインベスター・リレーションズ(IR)活動を通じて、株主・投資家などとの建設的なコミュニケーションを促進する。
 - 3-2. インサイダー取引の防止に努める。
 - 3-3. ステークホルダーに対して適時適切に情報を開示し、広報・広聴・対話などの継続的な双方向コミュニケーションを促進して、信頼関係を構築する。
 - 3-5. 個人情報・顧客情報を適正に保護する。

(人権の尊重)

4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。
 - 4-1. 国際的に認められた人権を理解し、尊重する。
 - 4-2. 人権を尊重する方針を明確にし、事業活動に反映する。
 - 4-3. 多様なステークホルダーと連携し、人権侵害を受けやすい社会的に立場の弱い人の支援を通じて、包摂的な社会づくりに貢献する。
 - 4-4. 児童労働、強制労働は認めない。

(働きがいのある職場づくり)

5. 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。
 - 5-1. 多様な人材の就労・活躍を可能とする人事・処遇制度を構築し、ダイバーシティ(多様性を認め合う)とインクルージョン(一人ひとりを大切にす)を推進する。
 - 5-2. 働き方の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する。
 - 5-3. 差別や不合理な格差のない雇用管理および処遇を推進する。
 - 5-4. 労働災害を防止するとともに、従業員の健康づくりを支援する。
 - 5-5. 従業員の個性を尊重し、従業員のキャリア形成や能力開発を支援する。
 - 5-6. 従業員と直接あるいは従業員の代表と誠実に対話、協議する。
 - 5-7. 賃金その他給付や労働時間・休日について、各国・地域の法令を遵守する。

(地球環境)

6. 地球環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、主体的に行動する。

- 6-1. 地球温暖化対策や循環型経済社会の構築などに取り組む。
- 6-2. 大気・水・土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。
- 6-3. 環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理を行う。
- 6-4. 製品について、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国・地域において含有させない。
- 6-5. 製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、各国・地域の法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。
- 6-6. 生物多様性の保全を含めた自然保護活動に取り組む。

(社会貢献)

7. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

- 7-1. 優先的に取り組むべき社会的な課題について、資源や専門能力を投入し、その解決に貢献する。
- 7-2. NPO/NGO、地域社会、行政、国連機関など、課題解決のために幅広いステークホルダーと連携・協働を進める。
- 7-3. 従業員の自発的な社会参加を支援する。
- 7-4. 業界や経済界としての社会貢献活動に参画する。

(国際規範の尊重と地域社会との調和)

8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行って、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。

- 8-1. 自社の行動規範や各国・地域の法律を遵守するとともに、人権を含む各種の国際規範を尊重する。
- 8-2. 各国・地域の文化、宗教、伝統、慣習を尊重し、ステークホルダーとの相互信頼を基盤とした事業活動を推進する。
- 8-3. 経営の現地化を進めるとともに、各国・地域の事情などに応じた適切な労働環境の整備に努める。
- 8-4. 各国・地域の取引先における社会的責任への取り組みに関心を持ち、必要に応じて改善のための支援を行う。

(リスク管理と危機管理)

9. 将来起こり得る可能性があるリスクを想定し、未然に防止もしくはリスクが顕在化した場合の損害を最小限に抑える。市民生活や企業活動に脅威を与える自然災害やサイバー攻撃、テロ、反社会的勢力の行動などに備え、組織的な危機管理を徹底する。
 - 9-1. グループ全体の事業行動に関するリスクを把握・分析し防止するための体制や危機管理も含めた全社的な管理の仕組みを構築する。
 - 9-2. リスクの未然防止、被害を最小限とする活動状況のモニタリングと評価を実施する。
 - 9-3. 緊急時の危機管理窓口を一元化し、事業活動に脅威を与える危機に対して、グループ全体で対処する。
 - 9-4. 反社会的勢力を排除する方針のもと、被害防止のために、全社をあげて法に則して、関係団体とも連携して対応する。

(経営トップの率先垂範と本憲章の徹底)

10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して、社内、グループ会社に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、社内外の声を常に把握し、社内体制を確立し CSR 経営を推進する。
本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生したときには、経営トップ自らが率先して問題解決にあたり、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。
 - 10-1. 経営トップは、経営の健全性、効率性、透明性を確保するガバナンス体制を確立し、経営理念や行動規範の明確化、社内への徹底、CSR の推進などにあたる。
 - 10-2. 経営トップは、経営理念や本憲章の精神である持続可能な社会の実現に向けたコミットメントを表明し、具体的取り組みについて情報開示する。
 - 10-3. 企業倫理徹底のための全社的な取り組み体制を整備する。
 - 10-4. グループ会社において本憲章の周知徹底と CSR の推進を図る。あわせて、取引先をはじめとするサプライチェーンにおいても、本憲章の精神に基づく行動を促す。
 - 10-5. 通常の指揮命令系統から独立した企業倫理ヘルプライン（相談窓口）を整備・活用し、企業行動の改善につなげる。
 - 10-6. 企業倫理の徹底と CSR の推進に関する教育・研修を実施し、その実効性を高める。
 - 10-7. 取り組みの浸透・定着状況をチェック、評価する。
 - 10-8. 経営トップは常日頃から、危機管理の視点に立って、緊急事態の発生を予防するための社内体制を整備する。

- 10-9. 万一緊急事態が発生した場合には、経営トップ自らの指揮の下、速やかに事実調査、原因究明を行い、企業としての責任ある適切な対応方針・施策を打ち出す。
- 10-10. 社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、的確・厳正な処分を行う。

IV 調達活動における当社の基本姿勢

当社は、企業の社会的責任（CSR）を果たすことが企業存続の前提条件であるとの認識に沿い、「コンプライアンスは利益に優先する」ということについて、全社員に周知徹底を図っております。

この一環として、「グローバルコンプライアンス行動指針」という冊子の配付や社内講習会を通じて、グループ各社全員のコンプライアンス意識の一層の浸透に向け、努力を重ねております。

このような背景にあって、当社は調達活動においても「法令遵守」は当然のこととして、お取引のいろいろな側面において、公正で透明性の高い運営を心掛けており、調達活動における基本姿勢として、その基本理念および行動規範を、以下の通り定めております。万一、この規範に抵触するような社員の行為が明らかになった場合は、厳正な対処をして参ります。

1 取引基本理念

お取引先様との関係は、お互いに対等な立場であり、協働のパートナーであるとの考えに基づき、公正で透明性の高い取引を行うことを心掛け、約束や契約は必ず守るように致します。

2 行動規範

- ① お取引先様の選定に際しては、調達に関する社内規程に従って行います。
（当社社員の個人的な恣意で、特定のお取引先様を決定、支援することは致しません。）
- ② 取引条件の設定や、お取引先様への情報展開に関しては公平に行います。
- ③ お取引先様の機密情報の管理には十分な注意を払い、調達活動以外の目的には一切使用しません。
- ④ お取引先様から、社会的常識の範囲を超えた贈与、接待などの利益供与を受けることは致しません。また、求めることも致しません。

3 違反に対する措置

当社社員が上記事項に違反した場合は、社員就業規則に照らし、厳正な対処を致します。

V お取引先様へのお願い事項

1 優れた製品・サービスの提供

住友理工グループは、社会生活に有用かつ安全で、品質・コスト等あらゆる面で、お客様に満足して頂ける製品・サービスを提供したいと考えています。そのため、お取引先様には、私どもが求める仕様と安全基準、品質を満足する製品・サービスを市場競争力のある価格で、かつ納期を遵守し安定的に供給して頂くよう、お願いいたします。

2 技術力の向上

住友理工グループは、お客様のニーズを把握し卓越した独創性を発揮して、オリジナリティがある新事業・新製品の開発に努めます。そのため、私どもに製品・サービスを提供いただくお取引先様にも、継続的な技術力の向上、新技術と新資材の開発、VA/VE の弛まぬ推進、提案をお願いいたします。

3 健全な事業経営の推進

私どもは、健全な事業経営のお取引先様と継続的な取引を行い、相互協力・信頼関係を築いていきたいと考えております。従いまして、お取引先様には経営方針・経営状況（財務状況を含む）の適正な情報公開をお願いいたします。

4 地球環境への配慮

私どもは、環境問題への取組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の条件であると考えています。お取引先様にもこれをご理解いただき、地球的視野に立った環境保全活動を自主的かつ積極的に推進して頂くとともに、住友理工グループのグリーン調達ガイドラインの遵守をお願いいたします。

5 法令・社会規範の遵守と公正・適正な企業活動

お取引先様が事業活動を行っている各国・地域の関連する法令（各国・地域の独占禁止法、下請法、外為法、個人情報保護法、著作権法、知的財産権の侵害防止など）社会規範の遵守をお願いいたします。

また、取引における強要、賄賂等の腐敗防止の取組みについては、強力な推進をお願いいたします。

6 社会貢献と反社会的勢力の排除

より良い社会の実現に向けて、お取引先様にはそれぞれの国、地域の文化・習慣を尊重し、経済・社会の発展に貢献する活動の積極的な推進をお願いします。
また、私どもは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体は、断固として排除しなければならないと考えています。お取引先様にもこれをご理解いただき、同様にご対応頂きますようお願いいたします。

7 人権・労働安全衛生への配慮

お取引先様の事業活動において、基本的人権を尊重するとともに、安全第一を基本に健康で活力ある職場環境の構築に努め、強制労働、非人道的な扱い、児童労働、差別、外国人労働者の不法就労を行わないとともに、賃金・労働条件を含む従業員の雇用条件や安全衛生基準は、事業活動を行う国や地域の法令を遵守したものとすようお願いします。

資源・原材料調達に関しては、人権・労働・環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる原材料（例：紛争鉱物等(*1)）の使用による社会への影響を考慮した調達活動を行うこととし、懸念がある場合には使用回避に向けた施策をお願いします。

(*1) 紛争地特にコンゴ民主共和国およびその周辺諸国から産出される鉱物（タンタル、スズ、金、タングステン）で、かつ同地域の武装勢力の活動資金となっている鉱物。（＝コンフリクトミネラル）

8 情報開示とコミュニケーション促進

経営・財務・環境保全・社会貢献に関連する情報などについて、ステークホルダーの有用な情報を正しく適時に開示するとともに、社会とのコミュニケーションの促進に努めるようお願いします。

9 秘密保持と情報セキュリティ

住友理工グループとの取引を通じ知り得た秘密情報は厳密に管理し、その保持に努めるとともに、私どもの了解なく公表することのないようお願いします。
また、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対し防御策を講じて、自社および他社に被害を与えないように管理することをお願いします。

10 リスクマネジメント

住友理工グループのリスクの適切な管理と未然防止の取組につき、ご協力をお願いします。特に、不測の事態が発生した場合にも、地域社会や従業員の安全を最優先に、お客様へは製品の安定した供給を行うことを目標としており、お取引先様におかれても、地域社会や従業員様の安全を最優先にした対応をお願いします。
また、有事の際に迅速な対応をするため、事業継続計画（BCP）の策定など、事前の防災対策もお願いします。

11 皆様の取引先への展開

皆様の取引先に対しても、上記の趣旨を踏まえた各社様の CSR 方針・ガイドラインを展開し、啓発活動を通じ、サプライチェーン全体における CSR への取組みの浸透・普及に努めて頂けますようお願い致します。



住友理工